

## 平成30年度版 個人市民税・県民税

### 所得の種類と所得金額の計算

所得割額を算定するための所得は、収入から必要経費を差し引いて所得を算出しますが、所得割の対象とならない所得もあります。

代表的な非課税所得：遺族年金、障害年金、雇用保険の失業給付金など

#### 所得割の対象となる所得の種類と計算方法

所得の種類		所得金額の計算方法
利子所得	公債、社債、預貯金などの利子 (特定公社債等の利子所得については、分離課税の対象)	収入金額 = 所得金額
配当所得	株式や出資金の配当など	収入金額 - 株式等の元本取得に要した負債の利子
不動産所得	地代、家賃など	収入金額 - 必要経費
事業所得	営業、農業等の事業から生じる所得	収入金額 - 必要経費
給与所得	サラリーマンの給料等	給与所得速算表にあてはめて計算した額
退職所得	退職金、一時恩給など (分離課税の対象)	(収入金額 - 退職所得控除額) × 1/2
山林所得	山林の伐採などによる所得	収入金額 - 必要経費 - 特別控除
譲渡所得	土地等の譲渡による所得 (分離課税の対象)	収入金額 - 取得費や譲渡費用等 - 特別控除
	株式等有価証券の譲渡 (分離課税の対象)	収入金額 - 取得費や譲渡費用等
	上記以外の資産の譲渡	収入金額 - (取得費用 + 譲渡費用) - 特別控除 長期譲渡の場合、上記算式の 1/2 の金額を総所得金額に算入します。
一時所得	懸賞当選金品、生命保険等の満期返戻金など	収入金額 - 必要経費 - 特別控除 上記算式の 1/2 の金額を総所得金額に算入します。
雑所得	公的年金、原稿料など他の所得にあてはまらないもの	次のとの合計額 公的年金等雑所得速算表にあてはめて計算した額 以外の収入金額 - 必要経費

特定上場株式等の配当(大口株主(3%超の保有)を除く。)所得で、道府県民税配当割として特別徴収されたものは、申告しないことができます。なお、申告した場合は配当控除や道府県民税配当割額控除を受けられます。

株式等有価証券の譲渡において、上場株式等の譲渡所得で、証券会社等に特定口座を設け、かつ源泉徴収口座を選択している場合は申告しないことができます。なお、申告した場合は道府県民税株式等譲渡所得割額控除を受けられます。

特定上場株式等の配当所得及び上場株式等の譲渡所得については、総合課税、申告不要(源泉徴収のみ)、申告分離課税のいずれかを選択できますが、所得税の確定申告書が提出されている場合であっても、その後に個人住民税の申告書を提出する

ことにより、所得税と異なる課税方式を選択することができます。この場合、個人住民税の申告書は、納税通知書が送達される日までに提出する必要があります。

給与所得速算表

単位：円

収入金額 (A)	給与所得金額及び算定方法	
0 ~ 650,999	0	
651,000 ~ 1,618,999	A - 650,000	
1,619,000 ~ 1,619,999	969,000	
1,620,000 ~ 1,621,999	970,000	
1,622,000 ~ 1,623,999	972,000	
1,624,000 ~ 1,627,999	974,000	
1,628,000 ~ 1,799,999	A ÷ 4 = B (千円未満の端数を切捨て)	B × 2.4
1,800,000 ~ 3,599,999		B × 2.8 - 180,000
3,600,000 ~ 6,599,999		B × 3.2 - 540,000
6,600,000 ~ 9,999,999	A × 0.9 - 1,200,000	
10,000,000 ~	A - 2,200,000	

(例) 給与の収入金額が1,850,000円の場合

$$1,850,000 \div 4 = 462,500 \quad 462,000 \text{ (千円未満切捨て)}$$

$$462,000 \times 2.8 - 180,000 = 1,113,600 \text{ (給与所得金額)}$$

公的年金等雑所得速算表

単位：円

年齢	公的年金等の収入金額 (A)	雑(公的年金等)所得算定方法
65歳未満 (昭和28年1月2日以降生まれ)	0 ~ 700,000	0
	700,001 ~ 1,299,999	A - 700,000
	1,300,000 ~ 4,099,999	A × 0.75 - 375,000
	4,100,000 ~ 7,699,999	A × 0.85 - 785,000
	7,700,000 ~	A × 0.95 - 1,555,000
65歳以上 (昭和28年1月1日以前生まれ)	0 ~ 1,200,000	0
	1,200,001 ~ 3,299,999	A - 1,200,000
	3,300,000 ~ 4,099,999	A × 0.75 - 375,000
	4,100,000 ~ 7,699,999	A × 0.85 - 785,000
	7,700,000 ~	A × 0.95 - 1,555,000

(例) 65歳以上に該当する人で、公的年金等の収入金額が3,856,473円の場合

$$3,856,473 \times 0.75 - 375,000 = 2,517,354.75$$

2,517,354 (所得金額、少数点以下を切捨てて算定)